

産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）融資要領

〔平成24年4月1日〕  
市長決裁

（目的）

第1条 この要領は、秋田市中心企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせん対象者）

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件を満たす者（用語の定義は要綱第6条第1項第1号による）

- (1) 要綱第5条に定める者。
- (2) 市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 市内に主たる事業所を1年以上有すること。
- (4) 事業歴が1年以上であること。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。
- (7) 次のいずれかに該当する者（要件確認を必要とする）

ア 倒産事業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号の規定に基づき指定された事業者をいう。）との取引額（原則として最近12月間の実績による売上高をいう。以下同じ。）が全取引額の20パーセント以上である者で、経営の安定に支障を生じている者

イ 主たる取引の相手方（全取引額の20パーセント以上を占める事業者をいう。）の撤退、閉鎖又は事業の廃止（1年以内の撤退、閉鎖又は事業の廃止を含む。）により経営の安定に支障を生じている者

ウ 風水害、火災、地震等の災害により被害を受けた者で、経営の安定に支障を生じている者（市が自然災害の罹災証明を行ったもの）

エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の認定を受けた者

オ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の認定を

受けた者

(資金使途)

第3条 要綱第7条に定める設備資金および運転資金とする。ただし、既借入金の返済の資金を除く。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年3月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。